

年 月 日

新宿区保健所長 宛て

開設者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日生 電話 ( )

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

## 美容所開設届

下記のとおり開設するので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

### 記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 電話 ( )
- 3 管理美容師氏名  
住所
- 4 施設の構造及び設備の概要 別紙のとおり
- 5 美容師の氏名・登録番号  
及びその他の従業者の氏名 別紙のとおり
- 6 美容師の伝染性疾病の有無
- 7 開設予定年月日 年 月 日
- 8 新宿区美容師法施行条例第5条の規定により定める物件 (以下「条例第5条該当物件」という。)の該当の有無 該当 ・ 該当しない
- 9 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称
- 10 同一の場所で理容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合又は本書と同時に当該届出を行う場合は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日

### 添付書類

- 1 美容師にあつては、それを証する書類及び当該理容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理美容師にあつては、それを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 4 届出者が法人の場合は、届出者の登記事項証明書
- 5 条例第5条該当物件にあつては、当該物件に該当することが分かる書類及び条例第5条該当物件の開設者から業務の委託を受けている場合は、当該業務の受託契約書等
- 6 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者が美容師であり、かつ、理容師であることを証する書類
- 7 同一の場所で美容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合又は本書と同時に当該届出を行う場合は、当該届出に記載の施術者が美容師であり、かつ、理容師であることを証する書類

注 開設者は太線の内側だけ記載して下さい。

保健所收受印	料金収納済印	業種別手数料
		美容所(201)
		24,000 円